

長崎県育児休業代替職員（職種：土木）の登録案内について

育児休業を取得する職員（職種：土木）の代替職員を募集します。
候補者の登録ですので、登録されても採用されない場合もあります。
一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、測量士、測量士補のいずれかの資格を有する方について、随時登録を受け付けています。登録試験はありません。
採用候補者登録名簿に登載後、育児休業を取得する職員があった場合に、希望勤務地等を考慮のうえ、面接試験を実施し、合格者が育児休業代替職員として採用されます。
育児休業代替職員として採用された方は、土木事務所、振興局、地方局などで、育児休業を取得した職員の代替職員として、職員の育児休業期間に任期を限り（限度1年間）勤務していただくこととなります。
育児休業を取得する職員が育児休業前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を臨時職員として採用することがあります。

1 受付期間

随時登録を受け付けています。登録試験はありません。
申込先は、土木部監理課総務係（電話：095-894-3011）となります。

2 登録資格

- (1) 一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、測量士、測量士補のいずれかの資格を有するもの
- (2) 次のいずれかに該当する者は登録できません。
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・長崎県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 給与等

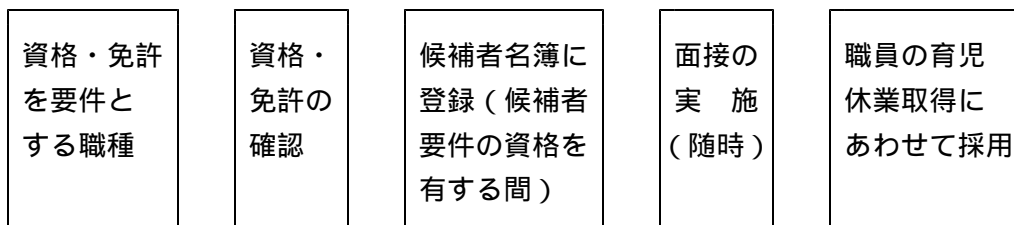
給料は、「職員の給与に関する条例」に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。

なお、給料のほか、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、法定の社会保険制度が適用されます。

4 退職金

退職手当が、「職員の退職手当に関する条例」に基づき支給されます。

5 採用までの流れ



育児休業を取得する職員が育児休業前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を臨時職員として採用することがあります。

申し込み手続き

必要事項を記入した申込書と登録要件となる資格・免許等の写しを同封して、郵送又は持参により申し込んでください。

郵送する場合は、封筒の表に「育児休業代替職員採用申込書在中」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。

【申 込 先】土木部監理課総務係(〒850-8570 長崎市江戸町2-13)

【受 付 期 間】随時受付中

【登録申込書】別紙のとおり

